新証拠金計算方式(VaR方式)の導入等に伴う

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

証券取引等清算業務に係る先物・オプション取引及び商品取引債務引受業に係る商品 先物取引への新証拠金計算方式(VaR方式)の導入並びに取引証拠金所要額の引上げ 制度における取引証拠金所要額割増額の計算方法の変更に伴い、先物・オプション取引 に係る取引証拠金等に関する規則等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 新証拠金計算方式 (VaR方式) の導入

- ・証拠金の計算方法について、Chicago Mercant ile Exchangeが開発した証拠金計算方法である SPANを用いた方式から、当社が定める方法により想定損失 相当額を算出する方式 (VaR方式) に改める。
- ・想定損失相当額は、ヒストリカルシナリオ(過去1250日間) 及びストレスシナリオから想定される変動額の99%に相当 する額をカバーする水準に基づいて算出する。

- ・取引証拠金の割増額の計算式に用いるプライス・スキャンレン ジの額について、VaR方式においてそれに準じる額(各限月 取引の売付け及び買付けにおける建玉1単位当たりの証拠金 を平均した額)に改める。
- 2. 取引証拠金所要額の引上げ制度における取引証拠金所要額割増額の計算方法の変更

(備 考)

- ・先物・オプション取引に 係る取引証拠金等に関 する規則の取扱い別表 2及び商品取引債務引 受業に係る取引証拠金 等に関する規則の取扱 い別表 2

- ・割増額の計算において清算参加者破綻時におけるポジション処分に伴う建玉の減少を考慮し、取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量を想定保有期間で除した数量が日々処分されていくことを前提とした計算方法に変更する。
- ・先物・オプション取引に 係る取引証拠金等に関 する規則の取扱い別表 1の2及び別表2並び に商品取引債務引受業 に係る取引証拠金等に 関する規則の取扱い別 表1の2及び別表2

- 3. その他
 - ・その他所要の改正を行う。

III. 施行日

- 1. 2023年11月6日から施行する。
- 2. 前1. にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために 必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合そ の他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が 認める場合には、2023年11月6日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

新証拠金計算方式 (VaR方式) の導入等に伴う 「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

目次

(~~-	-ジ)
(•

1	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表 1
2	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 7
3	商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表 … 14
4	商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 19

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
$2 \sim 7$ (略)	$2 \sim 7$ (略)
(削る)	8 この規則において「SPAN」とは、C
	<u>hicago Mercantile E</u>
	xchangeが開発した証拠金計算方法
	<u>であるSPANをいう。</u>
<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>11</u> (略)
<u>11</u> (略)	<u>12</u> (略)
<u>12</u> (略)	<u>13</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>14</u> (略)
<u>14</u> (略)	<u>15</u> (略)

(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額) 第4条 自己分の取引証拠金所要額は、先 物・オプション取引に係る清算資格の種類 ごとに自己分の想定損失相当額から自己分 のネット・オプション価値の総額を差し引 いて得た額の合計額に自己分の取引受渡証 拠金を加えて得た額(第6条の2第1項及 び第6条の3第1項の規定に基づき自己分 の取引証拠金所要額の引上げが行われた場 合においては、当該引上げ額を加算する。) とする。この場合において、これらの用語 の意義は、次の各号に定めるところによ る。

(1) 自己分の想定損失相当額

先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による建玉(その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉を除く。)について想定される損失相当額として、当社が定める方法により計算した額をいう。

(2) (3) (略)

(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額) 第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己 分の<u>SPAN証拠金額</u>から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得 た額に自己分の取引受渡証拠金を加えて得 た額(第6条の2第1項及び第6条の3第 1項の規定に基づき自己分の取引証拠金所 要額の引上げが行われた場合においては、当 該引上げ額を加算する。)とする。この場合 において、これらの用語の意義は、次の各 号に定めるところによる。

(1) 自己分の<u>SPAN証拠金額</u>

先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による建玉(その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉を除く。)について、SPANにより計算した証拠金額をいう。

(2) • (3) (略)

(顧客の証拠金所要額)

- 第5条 前条の規定は、次項に定める場合を 除き、顧客(顧客が取次者である場合は、 申込者をいう。以下同じ。) の証拠金所要 額(第9条の2第4項の規定により顧客が 事前割増額の預託を行う場合においては、 当該事前割増額のうち当該顧客に係る額を 加算する。以下同じ。) について準用す る。この場合において、「自己分の取引証 拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所 要額」と、「自己分の想定損失相当額」と あるのは「顧客の想定損失相当額」と、 「自己分のネット・オプション価値の総 額」とあるのは「顧客のネット・オプショ ン価値の総額」と、「第6条の2第1項及び 第6条の3第1項」とあるのは「第6条の2 第2項」と、「取引参加者の自己の計算によ る」とあるのは「当該顧客の委託に基づ く」と、「自己分の買オプション価値の総 額」とあるのは「顧客の買オプション価値 の総額」と、「自己分の売オプション価値 の総額」とあるのは「顧客の売オプション 価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠 金」とあるのは「顧客の取引受渡証拠金」 と読み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位(以下「任意に細分化した単位」という。)の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と、「自己分の担定損失相当額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位のネット・オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位のネット・オプション価値の総額」とあるのは「第6条の2第1項及び第6条の3」とあるのは「第6条の2第3項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく当該任意に細分

(顧客の証拠金所要額)

- 第5条 前条の規定は、次項に定める場合を 除き、顧客(顧客が取次者である場合は、 申込者をいう。以下同じ。) の証拠金所要 額(第9条の2第4項の規定により顧客が 事前割増額の預託を行う場合においては、 当該事前割増額のうち当該顧客に係る額を 加算する。以下同じ。) について準用す る。この場合において、「自己分の取引証 拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所 要額」と、「自己分のSPAN証拠金額」 とあるのは「顧客のSPAN証拠金額」 と、「自己分のネット・オプション価値の 総額」とあるのは「顧客のネット・オプシ ョン価値の総額」と、「第6条の2第1項及 び第6条の3第1項」とあるのは「第6条の 2第2項」と、「取引参加者の自己の計算に よる」とあるのは「当該顧客の委託に基づ く」と、「自己分の買オプション価値の総 額」とあるのは「顧客の買オプション価値 の総額」と、「自己分の売オプション価値 の総額」とあるのは「顧客の売オプション 価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠 金」とあるのは「顧客の取引受渡証拠金」 と読み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位(以下「任意に細分化した単位」という。)の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金額」と、「自己分のN証拠金額」とあるのは「任意に細分化した単位のSPAN証拠金額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位のネット・オプション価値の総額」と、「第6条の2第1項及び第6条の3」とあるのは「第6条の2第3項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく当該任意に

化した単位の」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の売オプション価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「任意に細分化した単位の取引受渡証拠金」と読み替えるものとする。

(区分口座の取引証拠金所要額)

- 第5条の2 当社は、業務方法書第46条の 3及び第46条の4に規定する区分口座の 取引証拠金所要額について、次の各号に掲 げる区分口座ごとに、当該各号に定める方 法によって算出する。
 - (1) (略)
 - (2) 業務方法書第46条の3第2号a、第3号a及び第46条の4第2号aに規定する区分口座

第25条の規定に基づき申告された顧客の情報について前条第1項の規定に基づき計算した証拠金所要額及び第25条の規定に基づき申告された任意に細分化した単位の情報について<u>前条第2項</u>の規定に基づき計算した証拠金所要額を当該区分口座ごとに合計した額

(3) (略)

2 (略)

第6条 削除

(取引証拠金の事前割増額)

第9条の2 取引証拠金の事前割増額は、指 定市場開設者が休業日において立会を行う 日として定める日(以下「祝日取引実施 日」という。)から起算して3日前(祝日 取引実施日でない休業日を除く。ただし、 細分化した単位の」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の売オプション価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「任意に細分化した単位の取引受渡証拠金」と読み替えるものとする。

(区分口座の取引証拠金所要額)

- 第5条の2 当社は、業務方法書第46条の 3及び第46条の4に規定する区分口座の 取引証拠金所要額について、次の各号に掲 げる区分口座ごとに、当該各号に定める方 法によって算出する。
 - (1) (略)
 - (2) 業務方法書第46条の3第2号a、第3号a及び第46条の4第2号aに規定する区分口座

第25条の規定に基づき申告された顧客の情報について前条第1項の規定に基づき計算した証拠金所要額及び第25条の規定に基づき申告された任意に細分化した単位の情報について同条第2項の規定に基づき計算した証拠金所要額を当該区分口座ごとに合計した額

(3) (略)

2 (略)

(SPANパラメーター)

第6条 SPANにより証拠金を計算するために必要な変数等は、当社が定める。

(取引証拠金の事前割増額)

第9条の2 取引証拠金の事前割増額は、指 定市場開設者が休業日において立会を行う 日として定める日(以下「祝日取引実施 日」という。)から起算して3日前(祝日 取引実施日でない休業日を除く。ただし、 祝日取引実施日が連続する休業日に設定される場合(当該連続する休業日の間に取引を行わない休業日がある場合を含む。以下「連続する祝日取引実施日」という。)には、当該連続する祝日取引実施日の初日から起算するものとする。)における清算を加者の区分口座で管理される建玉のうち、指定市場開設者が休業日において立会を行う先物・オプション取引に係る建玉について想定される損失相当額として、当社が定める方法により計算した額に当社が定める方法により計算した額に当社が定めるすべての区分口座について合計した額をいう。

 $2 \sim 4$ (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年11月6日以後の当社が定める日から施行する。

別表2

業務方法書第46条の3及び第46条の4 に規定する各区分口座の担保超過リスク額の 算出に関する表

業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座の担保超過リスク額は、算出時点において、一の区分口座における顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、次の計算式により算

祝日取引実施日が連続する休業日に設定される場合(当該連続する休業日の間に取引を行わない休業日がある場合を含む。以下「連続する祝日取引実施日」という。)には、当該連続する祝日取引実施日の初日から起算するものとする。)における清算参加者の区分口座で管理される建玉のうち、指定市場開設者が休業日において立会を行う先物・オプション取引に係る建玉について、SPANにより計算した証拠金額に当社が定める割合を乗じて得た額を、当該清算参加者のすべての区分口座について合計した額をいう。

 $2 \sim 4$ (略)

別表 2

業務方法書第46条の3及び第46条の4 に規定する各区分口座の担保超過リスク額の 算出に関する表

業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座の担保超過リスク額は、算出時点において、一の区分口座における顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、次の計算式により算

出される額とする。なお、計算式における 用語の意義は、次のaからcまでに定める とおりとする。

担保超過リスク額

- =一の区分口座におけるリスク再計算額 +一の区分口座における先物取引差金 相当額及びオプション取引代金相当額 -一の区分口座における取引証拠金預 託額
- a 一の区分口座におけるリスク再計算額とは、区分口座ごとに次の計算式により算出される額とする。
 - (a) 一の区分口座が業務方法書第 46条の3第2号b、同条第3号 b、第46条の4第1号又は同条第 2号bに規定する区分口座の場合の 計算式
 - 一の区分口座におけるリスク再計算額 =一の区分口座における<u>想定損失相当</u> <u>額</u>一一の区分口座におけるネット・ オプション価値の総額
 - (注1) 一の区分口座における<u>想定</u> <u>損失相当額</u>とは、算出時点における 先物・オプション取引に係る一の区 分口座の計算による建玉(その取引 日にクロスマージンの申請の対象と なった建玉を除く。)について<u>想定</u> される損失相当額として、当社が定 める方法により計算した額をいう。 (注2) (略)
 - (b) 一の区分口座が業務方法書第 46条の3第2号a、同条第3号a 又は第46条の4第2号aに規定す る区分口座の場合の計算式
 - 一の区分口座におけるリスク再計算額

出される額とする。なお、計算式における 用語の意義は、次のaからcまでに定める とおりとする。

担保超過リスク額

- =一の区分口座におけるリスク再計算額 +一の区分口座における先物取引差金 相当額及びオプション取引代金相当額 -一の区分口座における取引証拠金預 託額
- a 一の区分口座におけるリスク再計算額とは、区分口座ごとに次の計算式により算出される額とする。
 - (a) 一の区分口座が業務方法書第 46条の3第2号b、同条第3号 b、第46条の4第1号又は同条第 2号bに規定する区分口座の場合の 計算式
 - 一の区分口座におけるリスク再計算額 =一の区分口座における<u>SPAN証拠</u> <u>金額</u>一一の区分口座におけるネット・オプション価値の総額
 - (注1) 一の区分口座における<u>SP</u> AN証拠金額とは、算出時点における先物・オプション取引に係る一の区分口座の計算による建玉(その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉を除く。)について<u>、SPANにより計算した証拠金額</u>をいう。

(注2) (略)

- (b) 一の区分口座が業務方法書第 46条の3第2号a、同条第3号a 又は第46条の4第2号aに規定す る区分口座の場合の計算式
- 一の区分口座におけるリスク再計算額

=前取引日通知取引証拠金所要額+リ スク変動相当額

(注1) (略)

(注2) リスク変動相当額とは、算出時点におけるaの(a)の規定に基づき算出した一の区分口座における想定損失相当額から前取引日においてaの(a)の規定に基づき算出した一の区分口座における想定損失相当額を減じて得た額をいう。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

b·c (略)

=前取引日通知取引証拠金所要額+リ スク変動相当額

(注1) (略)

(注2) リスク変動相当額とは、算出時点におけるaの(a)の規定に基づき算出した一の区分口座におけるSPAN証拠金額から前取引日においてaの(a)の規定に基づき算出した一の区分口座におけるSPAN証拠金額を減じて得た額をいう。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

b·c (略)

(新設)

(想定損失相当額の算出方法)

第1条の2 取引証拠金規則第4条第1号、 第9条の2第1項及び別表2a(a)に規 定する当社が定める方法は、別表1「想定 損失相当額の算出に関する表」に定める方 法とする。

(取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量)

第1条の3 取引証拠金規則第6条の2第1 項から第3項までに規定するリスク量として当社が定める数量及び当社が定める判定 基準数量は、次の各号に掲げる基準に基づき、別表1の2 「取引証拠金所要額の引上 げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表」により算出される数量とする。

(破綻時証拠金)

第1条の4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年11月6日以後の当社が定める日から施行する。

(取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量)

第1条の2 取引証拠金規則第6条の2第1 項から第3項までに規定するリスク量として当社が定める数量及び当社が定める判定 基準数量は、次の各号に掲げる基準に基づき、別表1 「取引証拠金所要額の引上げの 判定に用いるリスク量及び判定基準数量の 算出に関する表」により算出される数量とする。

 $(1) \cdot (2)$ (略) $2 \sim 4$ (略)

(破綻時証拠金)

第1条の3 (略)

別表1

(新設)

想定損失相当額の算出に関する表

想定損失相当額は、次のa及びbに定める変動額のうち、当該変動額の合計額が大きい順に並べて99%に相当する額をカバーする水準に基づいて当社が定める方法により算出する額とする。ただし、当社が別に定める先物取引及びオプション取引にあっては、当社が別に定める方法により算出する額とする。

a 参照期間内想定変動額

参照期間内想定変動額とは、参照期間に おけるヒストリカルシナリオから想定される各銘柄の価値の変動額をいう。

- (注1) 参照期間とは、算出基準日から 起算して1,250日前から算出基準日 までをいう。ただし、当該期間が適当と 認められない場合には、当社が定める期間とする。
- (注2) ヒストリカルシナリオとは、各 銘柄について、当社が定める日数のマー ケットデータ (各銘柄の対象となる指数、有価証券の価格、清算値段、清算数値、清算価格、金利、利回り及びインプライド・ボラティリティに関する情報をいう。以下同じ。)の変動を基に当社が別に定める方法により一定の調整を行って組成したシナリオをいう。
- b ストレスシナリオ想定変動額 ストレスシナリオ想定変動額とは、極端 ではあるが現実に起こり得る市場環境と して当社が定めるシナリオから想定され る各銘柄の価値の変動額とする。

別表1の2

取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表

1. 流動性基準に基づくリスク量及び判定基準 数量の算出方法

別表 1

取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表

1. 流動性基準に基づくリスク量及び判定基準 数量の算出方法

(1) リスク量

流動性基準による取引証拠金所要額の 引上げの判定に用いるリスク量は、一の取 引参加者の自己の計算による建玉、顧客の 委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づ く任意に細分化した単位の建玉のそれぞ れについて、国債先物等清算対象商品グル ープ(国債証券先物取引及び国債証券先物 オプション取引の各限月取引のうち、当社 が定めるものをいう。以下同じ。)、指数先 物等清算対象商品グループ(指数先物取引 及び指数オプション取引の各限月取引の うち、当社が定めるものをいう。以下同 じ。)、金先物等清算対象商品グループ(金 先物取引、金先物オプション取引及び金限 日取引の各限月取引のうち、当社が定める ものをいう。以下同じ)及び白金先物等清 算対象商品グループ(白金先物取引及び白 金限日取引の各限月取引のうち、当社が定 めるものをいう。以下同じ。)ごとに、次の 計算式により算出される数量(当該数量が 負となる場合はゼロ)とする。なお、計算 式における用語の意義は、次のa及びbに 定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引 上げの判定に用いるリスク量

=一の取引日の終了時点における流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値から次号に掲げる判定基準数量を差し引いた数量

a · b (略)

- (2) (略)
- 2. 集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法
 - (1) リスク量

集中基準による取引証拠金所要額の引 上げの判定に用いるリスク量は、一の取引

(1) リスク量

流動性基準による取引証拠金所要額の 引上げの判定に用いるリスク量は、一の取 引参加者の自己の計算による建玉、顧客の 委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づ く任意に細分化した単位の建玉のそれぞ れについて、国債先物等清算対象商品グル ープ(国債証券先物取引及び国債証券先物 オプション取引の各限月取引のうち、当社 が定めるものをいう。以下同じ。)、指数先 物等清算対象商品グループ(指数先物取引 及び指数オプション取引の各限月取引の うち、当社が定めるものをいう。以下同 じ。)、金先物等清算対象商品グループ(金 先物取引、金先物オプション取引及び金限 日取引の各限月取引のうち、当社が定める ものをいう。以下同じ)及び白金先物等清 算対象商品グループ(白金先物取引及び白 金限日取引の各限月取引のうち、当社が定 めるものをいう。以下同じ。)ごとに、次の 計算式により算出される数量とする。な お、計算式における用語の意義は、次のa 及びbに定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引 上げの判定に用いるリスク量

=一の取引日の終了時点における流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値

a · b (略)

- (2) (略)
- 2. 集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法
 - (1) リスク量

集中基準による取引証拠金所要額の引 上げの判定に用いるリスク量は、一の取引

参加者の自己の計算による建玉、顧客の委 託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく 任意に細分化した単位の建玉のそれぞれ について、国債先物清算対象商品グループ (国債証券先物取引の各限月取引のうち、 当社が定めるものをいう。以下同じ。)、国 債先物オプション清算対象商品グループ (国債証券先物オプション取引の各限月取 引のうち、当社が定めるものをいう。以下 同じ。)、指数先物清算対象商品グループ (指数先物取引の各限月取引のうち、当社 が定めるものをいう。以下同じ。)、指数オ プション清算対象商品グループ(指数オプ ション取引の各限月取引のうち、当社が定 めるものをいう。以下同じ。)、金先物清算 対象商品グループ(金先物取引及び金限日 取引の各限月取引のうち、当社が定めるも のをいう。以下同じ。)、金先物オプション 清算対象商品グループ(金先物オプション 取引の各限月取引のうち、当社が定めるも のをいう。以下同じ。)及び白金先物等清算 対象商品グループごとに、次の計算式によ り算出される数量とする。なお、計算式に おける用語の意義は、次のa及びbに定め るとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上 げの判定に用いるリスク量

- =一の取引日の終了時点における集中基準 額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計<u>値</u> から次号に掲げる判定基準数量を差し引 いた数量(当該集中基準額換算後銘柄別ネ ット建玉数量の合計値が負となる場合は 判定基準数量を加えた数量)
 - (注) 集中基準額換算後銘柄別ネット建 玉数量の合計値の絶対値から判定基準 数量を差し引いた数量が負となる場合 はゼロとする。

参加者の自己の計算による建玉、顧客の委 託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく 任意に細分化した単位の建玉のそれぞれ について、国債先物清算対象商品グループ (国債証券先物取引の各限月取引のうち、 当社が定めるものをいう。以下同じ。)、国 債先物オプション清算対象商品グループ (国債証券先物オプション取引の各限月取 引のうち、当社が定めるものをいう。以下 同じ。)、指数先物清算対象商品グループ (指数先物取引の各限月取引のうち、当社 が定めるものをいう。以下同じ。)、指数オ プション清算対象商品グループ(指数オプ ション取引の各限月取引のうち、当社が定 めるものをいう。以下同じ。)、金先物清算 対象商品グループ(金先物取引及び金限日 取引の各限月取引のうち、当社が定めるも のをいう。以下同じ。)、金先物オプション 清算対象商品グループ(金先物オプション 取引の各限月取引のうち、当社が定めるも のをいう。以下同じ。)及び白金先物等清算 対象商品グループごとに、次の計算式によ り算出される数量とする。なお、計算式に おける用語の意義は、次のa及びbに定め るとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上 げの判定に用いるリスク量

=一の取引日の終了時点における集中基準 額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計

a · b (略)

a · b (略)

(2) (略)

別表2

取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取 引証拠金所要額割増額の算出に関する表

取引証拠金所要額割増額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく 建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物等 清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び自金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表1の2に定めるほか、次のa及びbに定めるとおりとする。

取引証拠金所要額割増額

- =流動性基準に基づく想定超過損失額又は 集中基準に基づく想定超過損失額のうちい ずれか大きい額
- a 流動性基準に基づく想定超過損失額とは、国債先物等清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。

流動性基準に基づく想定超過損失額

- =<u>別表1の2</u>第1項第1号に掲げるリスク量×建玉1単位当たりの取引証拠金相当額×流動性基準該当時想定超過係数
 - (注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金 相当額とは、当社が定める被換算対象銘 柄<u>が属する商品の各限月取引の売付け</u> 及び買付けにおける建玉1単位当たり

(2) (略)

別表2

取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取 引証拠金所要額割増額の算出に関する表

取引証拠金所要額割増額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく 建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物等 清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び自金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表1に定めるほか、次のa及びbに定めるとおりとする。

取引証拠金所要額割増額

- =流動性基準に基づく想定超過損失額又は 集中基準に基づく想定超過損失額のうちい ずれか大きい額
- a 流動性基準に基づく想定超過損失額とは、国債先物等清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。

流動性基準に基づく想定超過損失額

- =<u>別表1</u>第1項第1号に掲げるリスク量 ×建玉1単位当たりの取引証拠金相当 額×流動性基準該当時想定超過係数
 - (注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄におけるプライス・スキャン・レンジの額をいう。

の想定損失相当額を平均した額をいう。

(注2) 流動性基準該当時想定超過係数 とは、次の計算式により算出される係数 とする。

流動性基準該当時想定超過係数

(注2-1) 流動性基準額保有日数倍率 とは、次の計算式により算出される数と する。

流動性基準額保有日数倍率

=<u>別表1の2</u>第1項第1号に掲げるリスク量÷同項第2号に掲げる判定基準数量

b 集中基準に基づく想定超過損失額とは、 国債先物清算対象商品グループ、国債先物 オプション清算対象商品グループ、指数先 物清算対象商品グループ、指数オプション 清算対象商品グループ、金先物清算対象商 品グループ、金先物オプション清算対象商 品グループ及び白金先物等清算対象商品 グループごとに、次の計算式により算出される 想定超過損失相当額を、国債先物等清算対象 商品グループ、金先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象 商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループ プごとに合算した額の絶対値とする。

集中基準に基づく<u>各商品グループの</u>想定 超過損失相当額

=<u>別表1の2</u>第2項第1号に掲げるリスク量×建玉1単位当たりの取引証拠金相当額×集中基準該当時想定超過係数

(注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金|

(注2) 流動性基準該当時想定超過係数 とは、次の計算式により算出される係数 とする。(ただし、当該係数が負となる場 合はゼロとする。)

流動性基準該当時想定超過係数

= 流動性基準額保有日数倍率-1

(注2-1) 流動性基準額保有日数倍率 とは、次の計算式により算出される数と する。

流動性基準額保有日数倍率

=<u>別表1</u>第1項第1号に掲げるリスク 量÷同項第2号に掲げる判定基準数量

b 集中基準に基づく想定超過損失額とは、 国債先物清算対象商品グループ、国債先物 オプション清算対象商品グループ、指数先 物清算対象商品グループ、指数オプション 清算対象商品グループ、金先物清算対象商 品グループ、金先物オプション清算対象商 品グループ及び白金先物等清算対象商品 グループごとに、次の計算式により算出さ れる額とする。

集中基準に基づく想定超過損失額

=<u>別表1</u>第2項第1号に掲げるリスク量 ×建玉1単位当たりの取引証拠金相当額 ×集中基準該当時想定超過係数

(注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金

相当額とは、当社が定める被換算対象銘 柄が属する商品の各限月取引の売付け 及び買付けにおける建玉1単位当たり の想定損失相当額を平均した額をいう。

(注2) 集中基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする。

集中基準該当時想定超過係数

=
$$\sqrt{\frac{集中基準額保有日数倍率}{3}}$$

(注2-1) 集中基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される数とする。

集中基準額保有日数倍率

=<u>別表1の2</u>第2項第1号に掲げるリスク量<u>の絶対値</u>÷同項第2号に掲げる判定基準数量

相当額とは、当社が定める被換算対象銘 柄<u>におけるプライス・スキャン・レンジ</u> の額をいう。

(注2) 集中基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする。(ただし、当該係数が負となる場合はゼロとする。)

集中基準該当時想定超過係数

= 集中基準額保有日数倍率-1

(注1-1) 集中基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される数とする。

集中基準額保有日数倍率

=<u>別表1</u>第2項第1号に掲げるリスク 量÷同項第2号に掲げる判定基準数量

新 (定義)

第2条 (略)

 $2 \sim 14$ (略)

(削る)

(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額) 第4条 自己分の取引証拠金所要額は、先物 取引に係る清算資格の種類ごとに計算した 自己分の想定損失相当額の合計額に自己分 の取引受渡証拠金を加えて得た額(第8条 第1項及び第9条第1項の規定に基づき自 己分の取引証拠金所要額の引上げが行われ た場合においては、当該引上げ額を加算す る。)とする。この場合において、これら の用語の意義は、次の各号に定めるところ による。

(1)自己分の想定損失相当額

先物取引に係る取引参加者の自己の計 算による建玉について想定される損失相 当額として、当社が定める方法により計算 した額をいう。

(2)(略)

(委託者等の証拠金所要額)

第5条 前条の規定は、次項に定める場合を 除き、委託者、取次委託者、清算取次委託 者及び清算取次者に対する委託者(以下 「委託者等」という。) の証拠金所要額 (第12条の2第4項の規定により委託者 等が事前割増額の預託を行う場合において は、当該事前割増額のうち当該委託者等に 係る額を加算する。以下同じ。) について 準用する。この場合において、「自己分の 取引証拠金所要額」とあるのは「委託者等 (定義)

(略) 第2条

 $2 \sim 14$ (略)

15 この規則において「SPAN」とは、 Chicago Mercantile Exchangeが開発した証拠金計算方 法であるSPANをいう。

旧

(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額) 第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己 分のSPAN証拠金額に自己分の取引受渡 証拠金を加えて得た額(第8条第1項及び 第9条第1項の規定に基づき自己分の取引 証拠金所要額の引上げが行われた場合にお いては、当該引上げ額を加算する。)とす る。この場合において、これらの用語の意 義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自己分のSPAN証拠金額 先物取引に係る取引参加者の自己の計 算による建玉について、SPANにより計 算した証拠金額をいう。

(2)(略)

(委託者等の証拠金所要額)

第5条 前条の規定は、次項に定める場合を 除き、委託者、取次委託者、清算取次委託 者及び清算取次者に対する委託者(以下 「委託者等」という。) の証拠金所要額 (第12条の2第4項の規定により委託者 等が事前割増額の預託を行う場合において は、当該事前割増額のうち当該委託者等に 係る額を加算する。以下同じ。) について 準用する。この場合において、「自己分の 取引証拠金所要額」とあるのは「委託者等

- の証拠金所要額」と、「自己分の<u>想定損失</u>相当額」とあるのは「委託者等の<u>想定損失</u>相当額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「委託者等の取引受渡証拠金」と、「第8条第1項及び第9条第1項」とあるのは「第8条第2項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該委託者等の委託に基づく」と読み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、委託者等を任意に細分化 した場合における当該細分化した単位(以 下「任意に細分化した単位」という。)の 証拠金所要額について準用する。この場合 において、「自己分の取引証拠金所要額」 とあるのは「任意に細分化した単位の証拠 金所要額」と、「自己分の想定損失相当 額」とあるのは「任意に細分化した単位の 想定損失相当額」と、「自己分の取引受渡 証拠金」とあるのは「任意に細分化した単 位の取引受渡証拠金」と、「第8条第1項 及び第9条第1項」とあるのは「第8条第 3項」と、「取引参加者の自己の計算によ る」とあるのは「委託者等の委託に基づく 当該任意に細分化した単位の」と読み替え るものとする。

第7条 削除

(取引証拠金の事前割増額)

第12条の2 取引証拠金の事前割増額は、 指定市場開設者が休業日において立会を行 う日として定める日(以下「祝日取引実施 日」という。)から起算して3日前(祝日 取引実施日でない休業日を除く。ただし、 祝日取引実施日が連続する休業日に設定さ れる場合(当該連続する休業日の間に祝日 取引実施日でない休業日がある場合を含 む。以下「連続する祝日取引実施日」とい

- の証拠金所要額」と、「自己分の<u>SPAN</u> 証拠金額」とあるのは「委託者等の<u>SPA</u> N証拠金額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「委託者等の取引受渡証拠金」と、「第8条第1項及び第9条第1項」とあるのは「第8条第2項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該委託者等の委託に基づく」と読み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、委託者等を任意に細分化 した場合における当該細分化した単位(以 下「任意に細分化した単位」という。)の 証拠金所要額について準用する。この場合 において、「自己分の取引証拠金所要額」 とあるのは「任意に細分化した単位の証拠 金所要額」と、「自己分のSPAN証拠金 額」とあるのは「任意に細分化した単位の SPAN証拠金額」と、「自己分の取引受 渡証拠金」とあるのは「任意に細分化した 単位の取引受渡証拠金」と、「第8条第1 項及び第9条第1項」とあるのは「第8条 第3項」と、「取引参加者の自己の計算に よる」とあるのは「委託者等の委託に基づ く当該任意に細分化した単位の」と読み替 えるものとする。

(SPANパラメーター)

第7条 SPANにより証拠金を計算するために必要な変数等は、当社が定める。

(取引証拠金の事前割増額)

第12条の2 取引証拠金の事前割増額は、 指定市場開設者が休業日において立会を行 う日として定める日(以下「祝日取引実施 日」という。)から起算して3日前(祝日 取引実施日でない休業日を除く。ただし、 祝日取引実施日が連続する休業日に設定さ れる場合(当該連続する休業日の間に祝日 取引実施日でない休業日がある場合を含 む。以下「連続する祝日取引実施日」とい う。)には、当該連続する祝日取引実施日の初日から起算するものとする。)における清算参加者の区分口座で管理される建玉のうち、指定市場開設者が休業日において立会を行う<u>先物取引</u>に係る建玉について<u>想</u>定される損失相当額として、当社が定める方法により計算した額に当社が定める割合を乗じて得た額を、当該清算参加者のすべての区分口座について合計した額をいう。

 $2 \sim 4$ (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年11月6日以後の当社が定める日から施行する。

別表1

商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する各区分口座の担保超過リスク額の算出に関する表

商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する各区分口座の担保超過リスク額は、算出時点において、一の区分口座における顧客の委託若しくは非清算参加者の商品清算取引の委託に基づく建玉のそれぞれについて、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

担保超過リスク額

う。)には、当該連続する祝日取引実施日の初日から起算するものとする。)における清算参加者の区分口座で管理される建玉のうち、指定市場開設者が休業日において立会を行う<u>先物・オプション取引</u>に係る建玉について、SPANにより計算した証拠金額に当社が定める割合を乗じて得た額を、当該清算参加者のすべての区分口座について合計した額をいう。

 $2 \sim 4$ (略)

別表1

商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する各区分口座の担保超過リスク額の算出に関する表

商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する各区分口座の担保超過リスク額は、算出時点において、一の区分口座における顧客の委託若しくは非清算参加者の商品清算取引の委託に基づく建玉のそれぞれについて、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

担保超過リスク額

- =一の区分口座におけるリスク再計算額 +一の区分口座における先物取引差金 相当額-一の区分口座における取引証 拠金預託額
- a 一の区分口座におけるリスク再計算額とは、区分口座ごとに次の計算式により算出される額とする。
 - (a) 一の区分口座が商品取引債務 引受業に関する業務方法書第53条 第2号b、同条第3号b、同第54 条第1号又は同条第2号bに規定す る区分口座の場合の計算式
 - 一の区分口座におけるリスク再計算額 =一の区分口座における<u>想定損失相当</u> 額
 - (注1) 一の区分口座における<u>想定</u> 損失相当額とは、算出時点における 先物取引に係る一の区分口座の計算 による建玉について<u>想定される損失</u> 相当額として、当社が定める方法に より計算した額をいう。
 - (b) 一の区分口座が商品取引債務 引受業に関する業務方法書第53条 第2号a、同条第3号a又は同第5 4条第2号aに規定する区分口座の 場合の計算式
 - 一の区分口座におけるリスク再計算額 =前取引日通知取引証拠金所要額+リ スク変動相当額

(注1) (略)

(注2) リスク変動相当額とは、算出時点における a の (a) の規定に基づき算出した一の区分口座における<u>想定損失相当額</u>から前取引日において a の (a) の規定に基づき算出

- =一の区分口座におけるリスク再計算額 +一の区分口座における先物取引差金 相当額-一の区分口座における取引証 拠金預託額
- a 一の区分口座におけるリスク再計算額とは、区分口座ごとに次の計算式により算出される額とする。
 - (a) 一の区分口座が商品取引債務 引受業に関する業務方法書第53条 第2号b、同条第3号b、同第54 条第1号又は同条第2号bに規定す る区分口座の場合の計算式
 - 一の区分口座におけるリスク再計算額=一の区分口座における<u>SPAN証拠</u>金額
 - (注1) 一の区分口座における<u>SP</u> <u>AN証拠金額</u>とは、算出時点における先物取引に係る一の区分口座の計算による建玉について、<u>SPANに</u>より計算した証拠金額をいう。
 - (b) 一の区分口座が商品取引債務 引受業に関する業務方法書第53条 第2号a、同条第3号a又は同第5 4条第2号aに規定する区分口座の 場合の計算式
 - 一の区分口座におけるリスク再計算額 =前取引日通知取引証拠金所要額+リ スク変動相当額

(注1) (略)

(注2) リスク変動相当額とは、算出時点におけるaの(a)の規定に基づき算出した一の区分口座におけるSPAN証拠金額から前取引日においてaの(a)の規定に基づき算

した一の区分口座における<u>想定損失</u> 相当額を減じて得た額をいう。ただ し、当該額が負となる場合には、当 該額は零とする。

b · c (略)

出した一の区分口座における<u>SPA</u> <u>N証拠金額</u>を減じて得た額をいう。 ただし、当該額が負となる場合に は、当該額は零とする。

b · c (略)

新

(想定損失相当額の算出方法)

第1条の2 取引証拠金規則第4条第1号、 第12条の2第1項及び別表1a(a)に 規定する当社が定める方法は、別表1「想 定損失相当額の算出に関する表」に定める 方法とする。

(取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量)

第2条 取引証拠金規則第8条第1項から第 3項までに規定するリスク量として当社が 定める数量及び当社が定める判定基準数量 は、次の各号に掲げる基準に基づき、<u>別表</u> 1の2「取引証拠金所要額の引上げの判定 に用いるリスク量及び判定基準数量の算出 に関する表」により算出される数量とす る。

$$(1) \cdot (2)$$
 (略) $2 \sim 4$ (略)

(取引証拠金の事前割増額の取扱い)

第4条の2 取引証拠金規則第12条の2第 1項に規定する取引証拠金の事前割増額の 算出に用いる当社が定める割合は、指定市場 開設者が休業日において立会を行う日とし て定める日(以下「祝日取引実施日」という。) の連続する日数及び指定市場開設者が祝日 取引実施日において取引を行う<u>先物取引</u>に 係る清算資格に応じて当社が定める割合と する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うため

(新設)

(取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量)

第2条 取引証拠金規則第8条第1項から第 3項までに規定するリスク量として当社が 定める数量及び当社が定める判定基準数量 は、次の各号に掲げる基準に基づき、<u>別表</u> 1 「取引証拠金所要額の引上げの判定に用 いるリスク量及び判定基準数量の算出に関 する表」により算出される数量とする。

 $(1) \cdot (2)$ (略) $2 \sim 4$ (略)

(取引証拠金の事前割増額の取扱い)

第4条の2 取引証拠金規則第12条の2第 1項に規定する取引証拠金の事前割増額の 算出に用いる当社が定める割合は、指定市場 開設者が休業日において立会を行う日とし て定める日(以下「祝日取引実施日」という。) の連続する日数及び指定市場開設者が祝日 取引実施日において取引を行う<u>先物・オプション取引</u>に係る清算資格に応じて当社が定 める割合とする。 に必要な当社が設置するシステムの稼働に 支障が生じた場合その他やむを得ない事由 により、改正後の規定を適用することが適 当でないと当社が認める場合には、令和5 年11月6日以後の当社が定める日から施 行する。

別表1

想定損失相当額の算出に関する表

想定損失相当額は、次のa及びbに定める変動額のうち、当該変動額の合計額が大きい順に並べて99%に相当する額をカバーする水準に基づいて当社が定める方法により算出する額とする。ただし、当社が別に定める先物取引にあっては、当社が別に定める方法により算出する額とする。

a 参照期間内想定変動額

参照期間内想定変動額とは、参照期間に おけるヒストリカルシナリオから想定される各銘柄の価値の変動額をいう。

- (注1) 参照期間とは、算出基準日から 起算して1,250日前から算出基準日 までをいう。ただし、当該期間が適当と 認められない場合には、当社が定める期 間とする。
- (注2) ヒストリカルシナリオとは、各 銘柄について、当社が定める日数の帳入 値段の変動を基に当社が別に定める方 法により一定の調整を行って組成した シナリオをいう。

b ストレスシナリオ想定変動額

ストレスシナリオ想定変動額とは、極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定めるシナリオから想定される各銘柄の価値の変動額をいう。

別表1の2

取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる

(新設)

別表 1

取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる

リスク量及び判定基準数量の算出に関する表

1. 流動性基準に基づくリスク量及び判定基準 数量の算出方法

(1) リスク量

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく建玉又は委託者の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループ(原油先物取引、ガソリン先物取引及び灯油先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)について、次の計算式により算出される数量(当該数量が負となる場合はゼロ)とする。なお、計算式における用語の意義は、次のa及びbに定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引 上げの判定に用いるリスク量

=一の取引日の終了時点における流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値から次号に掲げる判定基準数量を差し引いた数量

a · b (略)

(2) (略)

- 2. 集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法
 - (1) リスク量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく建玉又は委託者の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式にお

リスク量及び判定基準数量の算出に関する表

1. 流動性基準に基づくリスク量及び判定基準 数量の算出方法

(1) リスク量

流動性基準による取引証拠金所要額の 引上げの判定に用いるリスク量は、一の取 引参加者の自己の計算による建玉、委託者 の委託に基づく建玉又は委託者の委託に 基づく任意に細分化した単位の建玉のそ れぞれについて、エネルギー先物等清算対 象商品グループ(原油先物取引、ガソリン 先物取引及び灯油先物取引の各限月取引 のうち、当社が定めるものをいう。以下同 じ。)について、次の計算式により算出され る数量とする。なお、計算式における用語 の意義は、次のa及びbに定めるとおりと する。

流動性基準による取引証拠金所要額の引 上げの判定に用いるリスク量

=一の取引日の終了時点における流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値

a · b (略)

(2) (略)

- 2. 集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法
 - (1) リスク量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく佳意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式にお

ける用語の意義は、次のa及びbに定める とおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量

- =一の取引日の終了時点における集中基準 額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計<u>値</u> から次号に掲げる判定基準数量を差し引 いた数量(当該集中基準額換算後銘柄別ネ ット建玉数量の合計値が負となる場合は 判定基準数量を加えた数量)
 - (注) 集中基準額換算後銘柄別ネット建 玉数量の合計値の絶対値から判定基準 数量を差し引いた数量が負となる場合 はゼロとする。

a · b (略) (2) (略)

別表2

取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表

取引証拠金所要額割増額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく建玉又は委託者の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される額とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表1の2に定めるほか、次のa及びbに定めるとおりとする。

取引証拠金所要額割増額

=流動性基準に基づく想定超過損失額又は 集中基準に基づく想定超過損失額のうちい ずれか大きい額

a 流動性基準に基づく想定超過損失額と a

ける用語の意義は、次のa及びbに定める とおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量

=一の取引日の終了時点における集中基準 額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計

a · b (略) (2) (略)

別表2

取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表

取引証拠金所要額割増額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、委託者の委託に基づく建玉又は委託者の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される額とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表1に定めるほか、次のa及びbに定めるとおりとする。

取引証拠金所要額割増額

=流動性基準に基づく想定超過損失額又は 集中基準に基づく想定超過損失額のうちい ずれか大きい額

a 流動性基準に基づく想定超過損失額と

は、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される額とする。

流動性基準に基づく想定超過損失額

- =<u>別表1の2</u>第1項第1号に掲げるリスク量×建玉1単位当たりの取引証拠金相当額×流動性基準該当時想定超過係数
 - (注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄が属する商品の各限月取引の売付け及び買付けにおける建玉1単位当たりの想定損失相当額を平均した額をいう。
 - (注2) 流動性基準該当時想定超過係数 とは、次の計算式により算出される係数 とする。

流動性基準該当時想定超過係数

(注2-1) 流動性基準額保有日数倍率 とは、次の計算式により算出される数と する。

流動性基準額保有日数倍率

- =<u>別表1の2</u>第1項第1号に掲げるリスク量÷同項第2号に掲げる判定基準数量
- b 集中基準に基づく想定超過損失額とは、 エネルギー先物等清算対象商品グループ について、次の計算式により算出される<u>想</u> 定超過損失相当額の絶対値とする。

集中基準に基づく想定超過損失<u>相当</u>額 =<u>別表1の2</u>第2項第1号に掲げるリス ク量×建玉1単位当たりの取引証拠金相 は、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される額とする。

流動性基準に基づく想定超過損失額

- =<u>別表1</u>第1項第1号に掲げるリスク量 ×建玉1単位当たりの取引証拠金相当 額×流動性基準該当時想定超過係数
- (注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄におけるプライス・スキャン・レンジの額をいう。
- (注2) 流動性基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする。(ただし、当該係数が負となる場合はゼロとする。)

流動性基準該当時想定超過係数

= 流動性基準額保有日数倍率-1

(注2-1) 流動性基準額保有日数倍率 とは、次の計算式により算出される<u>日数</u> とする。

流動性基準額保有日数倍率

- =<u>別表1</u>第1項第1号に掲げるリスク 量÷同項第2号に掲げる判定基準数量
- b 集中基準に基づく想定超過損失額とは、 エネルギー先物等清算対象商品グループ について、次の計算式により算出される<u>額</u> とする。

集中基準に基づく想定超過損失額

=<u>別表1</u>第2項第1号に掲げるリスク量 ×建玉1単位当たりの取引証拠金相当額

当額×集中基準該当時想定超過係数

(注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄が属する商品の各限月取引の売付け及び買付けにおける建玉1単位当たりの想定損失相当額を平均した額をいう。

(注2) 集中基準該当時想定超過係数と は、次の計算式により算出される係数と する。

集中基準該当時想定超過係数

(注2-1) 集中基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される数とする。

集中基準額保有日数倍率

=<u>別表1の2</u>第2項第1号に掲げるリスク量<u>の絶対値</u>÷同項第2号に掲げる判定基準数量

×集中基準該当時想定超過係数

(注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄におけるプライス・スキャン・レンジの額をいう。

(注2) 集中基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする。(ただし、当該係数が負となる場合はゼロとする。)

集中基準該当時想定超過係数

= 集中基準額保有日数倍率-1

(注1-1) 集中基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される<u>日数</u>とする。

集中基準額保有日数倍率

=<u>別表1</u>第2項第1号に掲げるリスク 量÷同項第2号に掲げる判定基準数量